

日本国：厚生労働省、
大韓民国：保健福祉部、
中華人民共和国：衛生計画生育委員会の
パンデミックインフルエンザ及び共通の課題である新興/再興感染症への
共同対応に関する覚書

日本国厚生労働省、大韓民国保健福祉部、中華人民共和国衛生計画生育委員会(以下、「参加国」と称する)は、

パンデミックインフルエンザや共通の課題である新興/再興感染症(以下、新興/再興感染症とする)に関連する公衆衛生危機管理の分野における各国間の有意義な協力を構築するという意志に導かれ、

日本国、大韓民国、中華人民共和国が、公衆衛生研究において強固な伝統を共有し、公衆衛生における協力の長い歴史を有することを考慮し、

パンデミックインフルエンザや新興/再興感染症のアウトブレイクによる公衆衛生危機管理及び社会経済への影響を最小限にするために国際的協力が重要であることを認識し、

日本国、大韓民国、中華人民共和国間をパンデミックインフルエンザと新興/再興感染症の継続的に無い地域にする必要性と、そのような地域を構築するための効果的な方法を創るための共通の努力の必要性を考慮し、次の共通認識に達した。

1. 参加国は、次の一般原則に従って、パンデミックインフルエンザや新興/再興感染症の予防と制圧における協調的努力を強化し拡充することを目的とする。
 - (a) 全ての活動は平等、互惠関係、相互利益に基づいて実施される。
 - (b) 本覚書に定められている協力は、日本国、大韓民国、中華人民共和国の機関もしくは個人の間で現在構築されている関係に影響を与えるものではない。むしろ、参加国は、共同活動の新しい分野を明らかにし、現在の活動との不必要な重複を避ける努力をすること

を目的とする。

- (c) 共同の活動は、可能な限り、世界保健機関及び他の国連機関を含めた、他の国際保健団体の目標及び活動と協調し、それを支持するものであることが期待される。

2. 参加国は、パンデミックインフルエンザや新興/再興感染症に関連した、幅広いお互いの関心事項における協力の拡大を続ける。次の分野における共通の課題に対応するための共同活動の構築に対して取り組みが実施される。

- (a) 平時及びアウトブレイク時の迅速な情報共有
- (b) サーベイランス、早期警戒や疫学調査
- (c) 感染防止対策
- (d) 診断法やワクチンの開発
- (e) 臨床管理と抗ウイルス耐性
- (f) 共同シミュレーションや机上訓練によるアウトブレイクを最小化する方法の開発
- (g) 公衆衛生に関する法律及び規制に関する情報共有
- (h) リスクコミュニケーションに関する情報共有
- (i) 検疫に関する法律、規制、ガイドラインの共有
- (j) 検疫対象の感染症に関するリストとその症例に関する情報の交換
- (k) 参加国により共同決定される他の協力分野

3. 本覚書に定められている協力の方法は次の事項を含み、これらに限定されない。

- (a) 平時及びアウトブレイク時における迅速な情報共有のためのフォーカルポイントの指定
- (b) 共通の課題や科学的な研究のための共同ワーキンググループやプログラムを設立する
- (c) 専門家と職員の交流
- (d) 互いの関心事項における活動を支えるための情報と知見の共有
- (e) 高官会合、学術会議やワークショップ、共同机上訓練の開催

4. 参加国はまた、他の適切な三カ国の機関や個人間の直接的な関係の構築を促進し、円滑にすることを目的とする。協力の各分野について、参加国は、協力活動の実際的な実施の監視において、先導的な役割を担う適切な者を特定する。参加国の(指名を受けた)適切な者は、相手

方とのコミュニケーション及び活動を協調する責任を有し、互いに決定した責任事項を遂行する責任を有する。

5. 本覚書に従って実行される全ての活動は、三カ国それぞれの法律及び規制に従って実施され、人員、資源や予算の範囲内で実施される。本覚書の実施に必要な手続きは、本覚書への署名に続いて、お互いの優先事項に基づき、相互の協議を通じて策定される。
6. 本覚書の実施に関する議論は、参加国間の協議を通じて友好的に処理することとする。
7. 本覚書に基づく協力は、参加国による署名の日から始まり五年を期限とする。参加国は、五年毎に本覚書を改訂するかどうか見直しを行う。
8. 本覚書は参加国の合意により改訂することができる。

以上の事項について、釜山にて三部に署名する。2016年12月4日 英文

※英文との齟齬がある場合は英文を優先すること。